

1 条例制定の理由

本市の放課後児童クラブは、これまで要綱に基づき運営してきたが、次の目的および効果のため、今後は条例を制定し運営する。

- ①事業の継続性に法的拘束力を持たせる。
- ②利用者の権利の明確化を図る。

2 条例の要旨

放課後児童クラブを「公の施設」と位置づけ、施設の管理運営責任及び利用者からの費用徴収の根拠などの明確化を図る。

また、将来的に民間活力の導入により運営コストの抑制（利用料金の抑制）が図られるよう「指定管理者制度」の導入を可能とする。

3 条例及び概要

○「郡山市放課後児童クラブ条例」 ⇒ 別紙のとおり

設置

- 公設の児童クラブを「公の施設」とする。
児童クラブごとの「名称」と「所在地」を定義する。

入会許可等

- 入会は「許可」となる。
要綱においては、民法上の契約
- 入会の制限
児童1人あたりの活動面積（1.65㎡）が確保できない場合は、入会制限をかけることができる。

利用料金

- 利用料金は、施設の「使用料」となる。（月額4,800円）
料金見直しには、議会の議決が必要
- 使用料の減免制度
全額免除：生活保護
半額免除：就学援助、ひとり親世帯、多子世帯（2人目以降）

指定管理

- 管理の代行
次の業務を行わせることができるようになる。
①事業運営、②入会許可、③料金徴収、④施設の維持管理

4 今後の流れ

- 条例制定日：2022年3月17日
- 条例施行日：2023年4月1日（システム改修等の準備期間のため）
- 料金徴収のカイゼン

納付方法の選択肢を増やし、納めやすい環境を整備する。
※「使用料」となることで「コンビニ収納」等が可能となる。

【納付方法】

口座振替、コンビニ納付、スマートフォン決済アプリなど

○今後のスケジュール

	2021年度 (R3)	2022年度 (R4)	2023年度 (R5)
運営根拠		要綱	条例
利用料金	月額平均 3,700円	月額4,800円 減免適用（低所得世帯、ひとり親世帯、多子世帯）	
徴収方法		現金徴収	口座振替、 コンビニ収納
対応	条例 制定	料金徴収システム改修、 金融機関等との調整	

郡山市放課後児童クラブ条例

令和4年3月17日
郡山市条例第 号

(設置)

第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第244条第1項の規定に基づき、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第6条の3第2項に規定する放課後児童健全育成事業(以下「事業」という。)を実施するため、放課後児童クラブ(以下「児童クラブ」という。)を設置する。

(名称及び位置)

第2条 児童クラブの名称及び位置は、別表のとおりとする。

(事業)

第3条 児童クラブは、次に掲げる事業を行う。

- (1) 児童の健康管理、安全の確保及び情緒の安定を図ること。
- (2) 児童の基本的生活習慣の確立及び自立に向けた援助を行うこと。
- (3) 遊びを通して、児童の自主性、社会性及び創造性を培うこと。
- (4) 児童が宿題、自習等の学習活動を自主的に行うことができる環境を整え、その必要な援助を行うこと。
- (5) 児童の活動状況について家庭との日常的な連絡及び情報交換を行うこと。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、事業の目的を達成するために必要な事業

(開所時間)

第4条 児童クラブの開所時間は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。ただし、市長が必要と認めるときは、これを臨時に変更することができる。

- (1) 月曜日から金曜日まで(郡山市立学校管理規則(昭和54年郡山市教育委員会規則第1号)第10条の2に規定する学校の休業日(以下「休業日」という。)を除く。) 授業の終了の時刻から午後6時30分まで
- (2) 土曜日及び休業日 午前7時30分から午後6時30分まで

(休所日)

第5条 児童クラブの休所日は、次に掲げるとおりとする。ただし、市長が必要と認めるときは、これを臨時に変更し、又は臨時に設けることができる。

- (1) 日曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日
- (3) 8月13日から同月16日までの日
- (4) 1月2日、同月3日及び12月29日から同月31日までの日

(対象児童)

第6条 児童クラブに入所することができる者は、市内に住所を有し、かつ、郡山市立学校条例(昭和40年郡山市条例第45号)別表に規定する小学校及び義務教育学校の前期課程(以下「小学校等」という。)に就学している児童で、当該児童の保護者その他規則で定める者の全ての者が、次に掲げる事由のいずれかに該当することにより、昼間家庭において、当該児童の健全な育成を行うことができないと認められるものとする。ただし、市長が必要と認めるときは、この限りでない。

- (1) 昼間労働することを常態としていること。
- (2) 疾病にかかり、若しくは負傷し、又は精神若しくは身体に障害を有していること。
- (3) 長期にわたり疾病の状態にあり、又は精神若しくは身体に障害を有する同居の親族を常時介護していること。
- (4) 就学している又は職業訓練等を受けていること。

(5) 妊娠中又は出産後間もないこと。

(対象児童クラブ)

第7条 前条の規定による児童が入所できる児童クラブは、当該児童が在学する小学校等の通学区域内に設置された児童クラブとする。ただし、市長が必要と認めるときは、この限りでない。

(入所の許可)

第8条 児童クラブに入所させようとする児童の保護者は、市長(第16条の規定により指定管理者(法第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。)に管理を行わせる場合にあっては、指定管理者。以下この条から第10条までにおいて同じ。)に入所の申請をし、その許可を受けなければならない。

(入所の制限)

第9条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、入所を許可しないことができる。

- (1) 児童が疾病その他の事由により集団生活に適さないとき。
- (2) 児童クラブの運営上支障があると認めるとき。

(入所許可の取消し等)

第10条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、入所の許可を取り消し、又は利用を一時的に停止させることができる。

- (1) 児童が第6条に該当しなくなったとき。
- (2) 前条各号のいずれかに該当したとき。
- (3) 正当な理由なく次条及び第12条に規定する使用料を滞納したとき。
- (4) 偽りその他不正な手段により第8条に規定する入所の許可を受けたとき。

(使用料等)

第11条 児童クラブの入所の許可を受けた保護者は、児童が入所する日の属する月から退所する日の属する月までの使用料を、納付しなければならない。

- 2 使用料の額は、児童1人につき、月額4,800円とする。
- 3 使用料は月ごとに区分して徴収するものとし、その納付の期限は、毎月の末日とする。
- 4 前項に規定する使用料の納付の期限が郡山市の休日を定める条例(平成2年郡山市条例第7号)第1条第1項に規定する市の休日に当たるときは、前項の規定にかかわらず、その直後の市の休日でない日を納付の期限とする。

(使用料の多子軽減)

第12条 前条第2項の規定にかかわらず、児童クラブに2人以上の児童が入所している世帯の当該入所している児童のうち最年長である児童から順に2人目以降の児童の使用料の額は、児童1人につき、月額2,400円とする。

(使用料の免除)

第13条 市長は、児童クラブの入所の許可を受けた保護者が次の各号のいずれかに該当するときは、使用料の全部又は一部を免除することができる。

- (1) 生活保護法(昭和25年法律第144号)による保護を受けているとき。
 - (2) 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)による支援給付を受けているとき。
 - (3) 学校教育法(昭和22年法律第26号)第19条の規定による就学に必要な援助を受けているとき。
 - (4) 児童扶養手当法(昭和36年法律第238号)第4条の規定による児童扶養手当の支給を受けているとき。
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認めるとき。
- (使用料の不返還)

第14条 既納の使用料は、これを返還しない。ただし、市長が必要と認めるときは、使用料の全部又は一部を返還することができる。

(賠償責任)

第15条 児童クラブの施設、設備等を汚損し、損傷し、又は滅失した者は、その損害を賠償し、又はこれを原状に回復させなければならない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、その全部又は一部を免除することができる。

(管理の代行)

第16条 市長は、児童クラブの管理について、次に掲げる業務を指定管理者に行わせることができる。

- (1) 第3条に規定する事業の実施に関する業務
 - (2) 第8条に規定する入所の許可及び第10条に規定する入所許可の取消し等に関する業務
 - (3) 第23条に規定する利用料金に関する業務
 - (4) 施設、設備等の維持管理に関する業務
- (指定管理者の募集の公告等)

第17条 市長は、前条の規定により指定管理者に児童クラブの管理を行わせようとするときは、あらかじめ規則で定める事項を公告するものとする。ただし、指名する法人その他の団体又は指名する複数の団体のうちから選定したものを指定管理者として指定しようとする場合は、この限りでない。

(指定管理者の申請)

第18条 指定管理者の指定を受けようとする団体は、規則で定めるところにより、申請書に児童クラブの管理の実施に関する計画書(以下「事業計画書」という。)等を添付して市長に申請しなければならない。

2 指定管理者の指定を受けることができる団体は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する団体とする。ただし、法第244条の2第11項の規定により指定管理者の指定を取り消された団体にあつては、前条の規定による公告又は指名の日において、当該取消しの日の翌日から起算して2年を経過していなければならない。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4に規定する者に該当しないこと。
- (2) 会社更生法(平成14年法律第154号)による更生手続又は民事再生法(平成11年法律第225号)による再生手続を行っていないこと。
- (3) 郡山市税を滞納していないこと。
- (4) その他規則で定める要件

(指定管理者の選定)

第19条 市長は、前条第1項の規定による申請があつたときは、事業計画書等の内容を次に掲げる基準により審査し、児童クラブの管理を行うことについて適当と認める団体を、指定管理者の候補となる団体に選定するものとする。

- (1) 児童クラブにおける児童の平等な利用を確保できるものであること。
- (2) 児童クラブの効用を最大限に発揮できるものであること。
- (3) 児童クラブの管理に係る経費の節減を図ることができるものであること。
- (4) 児童クラブの管理を安定して行うために必要な人的能力、物的能力その他の経営上の基盤を有していること。
- (5) 申請した団体が児童クラブの管理に伴い作成し、又は取得した個人情報の保護のための適切な措置を講じることができるものであること。
- (6) その他市長が児童クラブの設置の目的を効果的に達成するために必要があると認めて定める基準を満たしていること。

2 市長は、前項の規定により選定をしたときは、速やかにその結果を前条第1項の規定により

申請した団体に通知しなければならない。

(指定管理者の指定)

第20条 市長は、前条第1項の規定により選定した指定管理者の候補となる団体について、議会の議決を経たときは、当該団体を指定管理者に指定するものとする。

2 市長は、前項の規定により指定管理者を指定する場合において、児童クラブの管理運営上必要な条件を付することができる。

(協定の締結)

第21条 指定管理者は、指定管理者の指定の期間の開始前に、児童クラブの管理に関し、規則で定める事項について市長と協定を締結しなければならない。

(事業報告書の提出)

第22条 法第244条の2第7項の規定による事業報告書の提出は、毎年度終了後60日(同条第11項の規定により指定管理者の指定を取り消された団体にあつては、その取り消された日の翌日から起算して60日)以内に提出しなければならない。

(利用料金)

第23条 児童クラブの入所の許可を受けた保護者は、指定管理者に対し、児童クラブの利用に係る料金(以下「利用料金」という。)を納付しなければならない。この場合において、第11条第1項の規定は、適用しない。

2 利用料金は、指定管理者の収入として収受させる。

3 利用料金の額は、使用料の額の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定める。

4 指定管理者は、第11条第3項及び第4項の規定、第13条の規定、第14条の規定並びにこれらの規定に基づく規則の規定に準じて、利用料金の徴収、免除及び返還の業務を行わなければならない。この場合において、これらの規定(第13条第5号を除く。)中「使用料」とあるのは「利用料金」と、「市長」とあるのは「指定管理者」と読み替えるものとする。

5 指定管理者は、第3項の規定により利用料金の額を定めたときは、利用料金を当該指定管理者の収入として収受する旨及びその額又は算出方法等について児童クラブを使用する者の見やすい方法により公表しなければならない。

(指定等の公告)

第24条 市長は、次に掲げるときは、その旨を公告しなければならない。

- (1) 第20条第1項の規定により指定管理者を指定したとき。
- (2) 前条第3項の規定により利用料金の額を承認したとき。
- (3) 法第244条の2第11項の規定により指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じたとき。
- (4) 前3号の規定により公告した事項に変更があつたとき。

(開所時間等の変更)

第25条 指定管理者は、必要があると認めるときは、あらかじめ市長の承認を得て、第4条に規定する開所時間を臨時に変更し、又は第5条に規定する休所日を臨時に変更し、若しくは臨時に設けることができる。

(事業計画書等の内容の変更等)

第26条 指定管理者は、第18条第1項の規定により提出した事業計画書その他規則で定める書類の内容について変更しようとするときは、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。ただし、規則で定める軽微な事項を変更しようとするときは、この限りでない。

2 指定管理者は、前項ただし書に規定する軽微な事項を変更したときは、市長にその旨を届け出なければならない。

(秘密保持義務)

第27条 指定管理者による管理の業務に従事している者又は従事していた者は、児童クラブの管理の業務に関して知り得た秘密をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。

(指定管理者の原状回復義務)

第28条 指定管理者は、指定管理者の指定の期間が満了したとき又は法第244条の2第11項の規定により指定管理者の指定を取り消され、若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じられたときは、直ちに施設、設備等を原状に回復し、市長に引き渡さなければならない。ただし、市長の承認を得たときは、この限りでない。

(指定管理者の賠償責任)

第29条 指定管理者は、施設、設備等を汚損し、損傷し、又は滅失したときは、その損害を賠償し、又はこれを原状に回復しなければならない。ただし、市長が相当の理由があると認めるときは、その全部又は一部を免除することができる。

(処分の効力)

第30条 指定管理者の指定の期間の開始若しくは満了又は法第244条の2第11項の規定による指定の取消し若しくは業務の全部若しくは一部の停止により児童クラブの管理を行う者に変更があったときは、当該変更の日前に児童クラブの入所許可の権限を有する者（以下「変更前の権限者」という。）に対してなされた入所許可の申請及び変更前の権限者によりされた入所許可は、変更の日以後に入所許可の権限を有する者（以下「変更後の権限者」という。）に対してなされた入所許可の申請及び変更後の権限者によりされた入所許可とみなす。

(委任)

第31条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

別表（第2条関係）

名称	位置
金透小児童クラブ	郡山市堂前町5番21号
芳山小児童クラブ	郡山市長者二丁目8番24号
橋小児童クラブ	郡山市堤下町4番4号
小原田小児童クラブ	郡山市小原田四丁目5番18号
開成小児童クラブ	郡山市開成三丁目14番7号
芳賀小児童クラブ	郡山市芳賀二丁目20番17号
桃見台小児童クラブ	郡山市桃見台12番3号
赤木小児童クラブ	郡山市赤木町7番41号
富田小児童クラブ	郡山市町東三丁目147番地 郡山市富田町字町内4番地の2
富田東小児童クラブ	郡山市富田町字天神林36番地 郡山市富田町字天神林40番地の1
富田西小児童クラブ	郡山市富田町字大十内85番地の5
大槻小児童クラブ	郡山市大槻町字城ノ内120番地
白岩小児童クラブ	郡山市白岩町字柿ノ口1番地の1
東芳小児童クラブ	郡山市阿久津町字大閣250番地
薫小児童クラブ	郡山市鶴見坦二丁目19番7号
桜小児童クラブ	郡山市字山崎5番地
桑野小児童クラブ	郡山市亀田一丁目36番17号
大成小児童クラブ	郡山市鳴神二丁目55番地

大島小児童クラブ	郡山市並木四丁目10番地 郡山市桑野五丁目17番6号
緑ヶ丘第一小児童クラブ	郡山市緑ヶ丘東一丁目20番地の1
小山田小児童クラブ	郡山市大槻町字六角26番地
朝日が丘小児童クラブ	郡山市御前南四丁目1番地
安積第一小児童クラブ	郡山市安積荒井本町125番地
安積第二小児童クラブ	郡山市三穂田町川田字柿ノ木55番地
安積第三小児童クラブ	郡山市安積町成田字北山崎18番地の3
永盛小児童クラブ	郡山市安積町日出山字新鍬14番地
柴宮小児童クラブ	郡山市安積町荒井字萬海7番地の1
穂積小児童クラブ	郡山市三穂田町八幡字北山1番地の1
三和小児童クラブ	郡山市三穂田町富岡字柿ノ口14番地の1
多田野小児童クラブ	郡山市逢瀬町多田野字南大塚1番地
河内小児童クラブ	郡山市逢瀬町河内字西荒井156番地
片平小児童クラブ	郡山市片平町字小林3番地の1
喜久田小児童クラブ	郡山市喜久田町堀之内字上馬面3番地
日和田小児童クラブ	郡山市日和田町字日向19番地
高倉小児童クラブ	郡山市日和田町高倉字館腰25番地の3
行健小児童クラブ	郡山市富久山町久保田字空谷地23番地の1
行健第二小児童クラブ	郡山市富久山町八山田字八津11番地の2 郡山市八山田三丁目173番地 郡山市八山田五丁目433番地
明健小児童クラブ	郡山市富久山町八山田字大森新田70番地
小泉小児童クラブ	郡山市富久山町北小泉字清水50番地
行徳小児童クラブ	郡山市富久山町久保田字三御堂143番地の1
熱海小児童クラブ	郡山市熱海町高玉字樋口170番地
安子島小児童クラブ	郡山市熱海町安子島字桜畑78番地の1
高瀬小児童クラブ	郡山市田村町上行合字良耕地22番地の3
守山小児童クラブ	郡山市田村町守山字三ノ丸1番地
御代田小児童クラブ	郡山市田村町御代田字中林8番地
谷田川小児童クラブ	郡山市田村町谷田川字北表21番地
御館小児童クラブ	郡山市中田町中津川字町前278番地
宮城小児童クラブ	郡山市中田町高倉字宮ノ脇218番地の1
西田学園児童クラブ	郡山市西田町鬼生田字杉内734番1
湖南小児童クラブ	郡山市湖南町三代字京塚581番地の1

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日の前日までになされた児童クラブの入会等の手続は、この条例の施行の日以後においては、この条例の相当規定による手続によりなされたものとみなす。